

# 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の施行について

昭和 41 年 10 月 20 日 41 林野調第 233 号  
農林事務次官通達  
最終改正 平成 28 年 3 月 16 日  
27 林政経第 327 号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和 41 年法律第 126 号。以下「法」という。別紙 1 参照。)は、第 51 回通常国会において成立し、昭和 41 年 7 月 9 日付けで公布、施行され、これに伴い入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則(昭和 41 年農林省令第 43 号。以下「則」という。別紙 2 参照。)が同年 8 月 10 日付けで公布、施行されたので、下記事項にご留意のうえ、この法律の運用に遺憾のないようにせられたい。

以上、命により通知する。

## 記

### 第 1 法定の趣旨について

入会林野および旧慣使用林野(以下「入会林野等」という。)は、全国で 200 万ヘクタールをこえる広大な面積を占めているが、それらの利用状況は一般に粗放であり、農林業経営の発展および農山村民の所得の向上に十分寄与しているとはいいがたく、これによる国民経済上の損失も少なくないと思われる。

入会林野等の利用が低位にとどまり、その開発が遅れている原因の基本的なものは、これら林野に入会権または旧慣使用権(以下「入会権等」という。)が存在していることにある。すなわち、これらの権利に基づく利用が今日なお依然として旧来の慣習に制約され、時代の新たな要請に応じて利用の高度化を図ろうとしてもその転換が容易に実現しえないことにある。したがって、入会林野等についてその利用の高度化を図り、農林業経営の健全な発展に役立たせるためには、入会権等の旧来の慣習に基づく権利を消滅させ、それに代わるものとして従前の権利者に所有権、地上権等の安定した近代的な権利を取得させることが強く要請される。

しかし、このような権利関係の近代化を図るためには、かなりはんさな手続きや多額の経費を必要とし、農山村民が独力でこれを実行することは極めて困難となっており、このことがこれまでに入会林野等の権利関係の近代化を進めるうえでの大きな障害となっていたのである。

このような現状にかんがみ、入会林野等の農林業上の利用を増進するため、これら林野に係る権利関係の近代化を進めるうえでの障害を除去し、農山村民が自主的かつ円滑にその近代化を実現しうるようこれを助長し、もって農林業経営の健全な発展に資することを目的としてこの法律を制定し、入会林野等に係る権利関係の近代化を行なうに必要な手続きを定めるとともに、これに関連する登記手続きの簡素化、租税の減免および経費の補助等の援助措置を定め、その近代化を助長することとしたのである。

### 第 2 入会林野整備等の実施の基本方向について

この法律は、入会林野等の農林業上の利用を増進するため、これらの林野を現に利用している入会権者または旧慣使用権者(以下「入会権者等」という。)に対し、入会権等に代えて所有権、地上権等の安定した権利を取得させ、もって農林業経営の健全な発展に資することを目的とするものである。したがって、公有林整理開発事業に伴う公有林野造林事業、部落有林野統一事業等、主として森林資源の培養と市町村基本財産の確立を目的として行なわれたこれまでの入会林野等に関する施策とは、この点においてその基本的な考え方を異にするものであることにとくに留意し、この法律に基づく入会林野整備または旧慣使用林野整備(以下「入会林野整備等」という。)が、つぎに掲げる方向に即してすす

められるようその指導および助成に当たられたい。

- (1) この法律による措置は、入会権者等が、その自発的意思に基づいて入会林野等の権利関係を近代化しようとする場合に、これが適正かつ円滑に行なわれるよう、これを助長しようとするものであり、入会林野整備にあっては入会権者を含めた関係権利者全員の意思の合致により、旧慣使用林野整備にあっては旧慣使用権者の意思の十分なる反映のもとに行なわれるものでなければならない。
- (2) 入会林野整備等に伴って、権利が一部の者に集中される等現にこれらの林野を利用している入会権者の利益を不当に侵害し、または一部の者に不当に利益を与えることがあってはならない。
- (3) この法律による入会林野整備等は、入会林野等の農林業上の利用を増進し、農林業経営の健全な発展に資することを目的として行なわれるものである、したがって、整備後における権利の形態および経営の形態は、整備後の土地利用のあり方に即したものでなければならない、とくに、権利関係の近代化に名を借りた権利の零細分割が行なわれることのないよう、必要あるものは生産森林組合または農地所有適格法人による協業経営への移行を図ることとする。
- (4) また、各都道府県における農林業施策の基本方針に合致した入会林野整備等の指導体制を確立し、関係部局が十分に連絡し、相互の調整をはかりつつ、入会林野整備等が農林業上の総合施策に即応して実施されるよう指導および助成に当たられたい。

なお、以上の趣旨を実現するため、都道府県に入会林野整備等のためのコンサルタント制度を設けることとしているので、これらの趣旨に即してこの制度を活用し、地域の実情に応じた入会整備等の実施を図られたい。

### 第3 入会林野整備と旧慣使用林野整備の関係について

この法律の対象とする林野は、旧来の慣行に基づいて利用が行なわれている林野であるが、このうち市町村または財産区が公有財産として管理している林野は旧慣使用林野として地方自治法に規定され、その他の林野は入会林野として民法に規定され、その管理および処分についての法律上の取扱いを異にしている。

そこで、この法律においては、この管理および処分についての法律上の取扱いの差異に従い、これらの林野に係る権利関係の近代化につき、入会林野に係るものについては入会林野整備として第2章に、旧慣使用林野に係るものについては旧慣使用林野整備として第3章に規定したものである。

したがって、旧慣使用林野整備の実施にあたっては、かかる区分の趣旨にかんがみ、旧慣使用権者の利害をとくに考慮し、入会林野整備の場合における入会権者の全員合意方式の場合に準じて旧慣使用権者の意思を確実に把握するようにしなければならない。

なお、入会権者または旧慣使用権者とは、入会権等に基づいて入会林野等を利用する各権利者のことをいい、これらの権利者の集団を意味するものでないことに注意されたい。

### 第4 入会林野整備の実施について

#### 1 規約の作成

規約は、入会林野整備の対象とする入会林野に係るすべての入会権者で構成する合議体の組織および運営の準則を内容とするものであって、入会権者全員の合意によって定めなければならない。

入会林野の管理及び処分に関する入会集団の組織およびその運営は、各入会集団ごとに慣行によって定められているが、とくに、この法律に基づいて行なう入会林野整備は、すべての入会権を消滅させるものであるので、そのための組織および運営の方法について入会権者全員の合意によりあらためて規約でこれを定め、これにより入会林野整備を実施することとしたものである。

なお、規約については都道府県知事の認可は要しないが、入会林野整備計画と一体をなすものとして、計画の認可の申請の際に都道府県知事に提出するとともに、これを変更したときは都道府県知事に届け出なければならないことに注意されたい。

#### 2 入会林野整備計画の作成

入会林野整備計画において定めるべき事項は、入会林野整備の対象とする地域、すべての入会権者の氏名、権利を取得させるべき入会権者の氏名とその権利の種類およびその内容、関係権利者の氏名とその権利の種類およびその内容、入会林野整備後における土地の利用計画、入会林野整備に伴う金銭の支払または徴収に関する事項など、法第4条第1項各号および則第2条に規定する事項であり、それ以外の事項を定めてはならない。

入会林野整備計画の作成に当たってとくに留意すべき事項は、つぎのとおりである。

- (1) 入会林野整備により所有権、地上権その他の権利を取得させるべき者は、従来の用益権者の保護を図るために入会権者に限られ、その他の者にこれらの権利を取得させることはできない。
- (2) 土地の利用に関する計画は、入会林野整備後における入会林野の効率的な活用を図るもので実効を期しうるものであることを要し、入会林野整備により権利を取得させるべき入会権者が、その取得することとなる権利を生産森林組合または農地所有適格法人に出資し協業経営を図ろうとする場合には、その出資に関する計画を含むものである。

これは、入会林野の農林業上の利用を増進し、権利を取得した者の農林業経営の健全な発展を図るため必要な場合には、入会林野の実状に応じて協業経営とするようにする趣旨によるものである。

### 3 代表者の選任

入会林野整備は、入会権者全員の意思によって行なうものであるが、すべての手続を入会権者の全員で行なうことは実際には困難であるので、入会権者はあらかじめその代表者を選任し、代表者を通じて所定の手続を行なうこととしたのである。代表者の選任の方法および代表権の範囲は規約で定めなければならない。

### 4 審査基準について

入会林野整備計画の認可の申請があったときは、都道府県知事は、詳細な審査を行ない法第6条第2項各号に掲げる審査基準に適合するか否かを適正に判断してその適否を決定しなければならない。法に定める審査基準は、入会林野整備により入会林野の農林業上の利用を増進し、あわせて権利取得者の農林業経営の健全な発展に資する趣旨に基づくものであるから、都道府県知事は、次に述べる審査基準の趣旨に十分留意し、審査基準に適合する否かの判断が不当にわたらないように十分留意しなければならない。

- (1) 手続および内容が違法でないこと。

所定書類を添付して申請がなされたかどうかなどの認可の申請の手続、入会権者全員の合意により整備計画を定めたかどうかなどの整備計画の決定の手続、所定の事項以外の事項を定めていないかどうかなどの整備計画の内容が法令等に違反していないかを審査する。

- (2) 農林業上の利用の増進が図られることが確実であること。

入会林野整備により入会林野の農林業上の利用の増進が図られるかどうかを、主に土地の利用計画に着目して、入会林野の自然的、経済的諸条件、各入会権者の農林業経営の状況、生産森林組合または農地所有適格法人に出資し、協業経営を行なうものにあつてはその出資に関する計画等その他の条件を総合的に勘案して判断するとともに、農業構造改善事業、林業構造改善事業、草地改良事業などの事業の効率的な実施を促進することとなるかどうかを判断する。

- (3) 権利の集中その他の不当な利益を生じさせるものでないこと。

入会林野整備は、入会権者の農林業経営の健全な発展に資するために行なわれることにかんがみ、入会権を消滅させることにより不当に入会権者に不利益を生じることがないように、入会権者が取得した権利が従前の内容と比較して不当なものであるかどうか、入会権者が権利の取得を放棄した場合にその放棄は正当な理由によるか、正当な対価が支払われたかどうかなどを審査する。

- (4) 農地法の規定に抵触するものでないこと。

入会林野の全部または一部が農地または採草放牧地であり、それについて所有権、賃借権等の権利の設定又は移転が定められている場合の審査基準であるが、入会林野整備計画の認可公告があると農地法第3条第1項の権利移動の許可、第5条第1項の転用のための権利移動の許可があったものとみなされるので、これらの許可をする場合と同じ審査をここで行なおうとするものである。なお、その審査に当たっては、農地主管部局と十分意見の調整を行なうこととする。

#### 5 異議の申出、協議命令および調停

入会林野整備計画を適当とする旨の決定に対して異議のある利害関係人は、都道府県知事にこれを申し出ることができることとなっている。しかし、この異議申出の制度は、他の異議申出の制度と異なり、関係者全員の納得のもとに円満に入会林野整備を行なう趣旨から、その異議の申出が不適法であるときまたはその異議の申出が理由がないときを除いては、都道府県知事は、入会権者の代表者にその異議申出人と協議すべき旨を命じることとし、当事者間での話し合いによる解決をまつこととしていることに注意されたい。

また、協議ができない場合または協議がととのわない場合には、入会権者の代表者は都道府県知事に対し、調停を申請することができることとしているが、それ以前においても必要な限り、あつせん、情報等の提供を通じて当事者間で円満な解決が図られるよう必要な措置を講じられたい。

#### 6 入会林野整備の効果

入会林野整備の効果は、整備計画の認可公告によって生じる。すなわち、入会林野整備計画の定めるところにより、公告があった日限りすべての入会権が消滅し、公告のあった日の翌日に所有権の移転、地上権、賃借権などの設定等の権利移動が一斉に行われる。

#### 7 登記の特例

都道府県知事は、入会林野整備を助長し、あわせて入会林野整備後の協業経営の推進を図るために、入会林野整備についての必要な登記および入会林野整備により権利を取得した入会権者が、整備計画に定めた出資に関する計画に基づき、その取得した権利を生産森林組合または農地所有適格法人へ出資した場合におけるその出資についての登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。

### 第5 旧慣使用林野整備の実施について

#### 1 旧慣使用林野整備計画の作成

##### (1) 計画作成の主体

旧慣使用林野は、公有財産であるので、市町村長が旧慣使用林野整備計画を作成する。

旧慣使用林野整備計画は、国や都道府県が行なう農林業に関する事業または国や都道府県が補助金を交付して行なう農林業に関する事業の効率的な実施を促進するために必要がある場合に、あらかじめ旧慣使用林野整備を行なうことについて、市町村の議会（当該旧慣使用林野が、議会または総会が設けられている財産区の所有に属する場合には、当該財産区の議会または総会。以下同じ）の議決を経たうえで、定めることができる。

市町村長は、旧慣使用林野整備を行なうにあたっては、市町村または財産区住民全体の福祉の向上の観点から、その旧慣使用林野の活用を図ることとし、その活用については、慎重を期する必要がある。

##### (2) 計画の内容等

旧慣使用林野整備計画において定めるべき事項は、旧慣使用林野整備の対象とする地域、すべての旧慣使用権者の氏名、権利を取得させる旧慣使用権者の氏名とその権利の種類およびその内容、旧慣使用林野整備後における土地の利用計画、旧慣使用林野整備に伴う金銭の支払または徴収に関する事項など、法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号および第7号ならびに則第2条に規定する事項であり、それ以外の

事項を定めてはならない。

整備計画の作成に当たって、とくに留意すべき事項は、つぎのとおりである。

(ア) 旧慣使用林野整備により、所有権、地上権その他の権利を取得させるべき者は、従来の用益権者の保護を図るために、旧慣使用権者に限られ、その他の者にこれらの権利を取得させることはできない。

(イ) 土地の利用に関する計画は、旧慣使用林野整備後における旧慣使用林野の効率的な活用を図るもので実効を期しうるものであることを要し、旧慣使用林野整備により権利を取得させるべき旧慣使用権者が、その取得することとなる権利を生産森林組合または農地所有適格法人に出資し、協業経営を図ろうとする場合には、その出資に関する計画を含むものである。

なお、旧慣使用林野の農林業上の利用を増進し、権利を取得した者の農林業経営の健全な発展を図るために、旧慣使用林野の実情に応じて協業経営とするようにする。

(ウ) 旧慣使用林野に旧慣使用権以外の権利が存在している場合には、その権利を消滅させてからでなければ整備計画を定めることができない。ただし、電線路施設用地に係る権利など、則第 12 条第 2 項に規定する権利についてはこの限りではないが、その場合には、これらの権利の消滅またはこれらの権利が存在している部分についてその他の権利の設定もしくは移転を定めてはならない。

## 2 旧慣使用権者の意見の聴取等

市町村長は、旧慣使用林野整備計画を定めるに当たっては、旧慣使用権者の意向が十分に整備計画に反映されて、それらの者の経済的地位の向上が図られるよう、すべての旧慣使用権者から意見をきかなければならない。この意見は、入会林野整備の場合における全員合意に準ずるものであるから、市町村長は、旧慣使用権者の意見をきく場合には、旧慣使用権者が慎重考慮のうえ、十分に意見を述べることができるよう、あらかじめ旧慣使用林野整備計画の概要を一定期間公示して行なうものとする。

なお、旧慣使用権以外の権利が存在している旧慣使用林野については、原則として旧慣使用林野整備計画を定めることができないので、市町村長は、旧慣使用権者から意見をきく際に、旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認書をとることとする。

## 3 市町村の議会の議決と旧慣使用権者の同意

市町村長は、旧慣使用林野整備計画を定め、認可の申請をしようとする場合には、旧慣使用林野整備計画について、市町村の議会の議決を経るとともに、権利を取得することとなる旧慣使用権者全員の同意をとらなければならない。

旧慣使用林野整備計画においては、旧慣使用権を消滅させることおよび旧慣使用林野を売り払いもしくは譲与し、またはそれに私権を設定することなどが定められているが、この旧慣使用林野整備計画についての議会の議決は、旧慣を廃止することについて必要とされる地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定による議会の議決、公有財産の売払、譲与または公有財産への私権の設定について必要とされる同法第 237 条第 2 項などの規定による議会の議決に代わるものであり、この限りにおいて、同法の規定によるこれらの議会の議決を経る必要はない。

## 4 認可基準について

旧慣使用林野整備計画の認可は、認可の申請が法第 22 条第 1 項各号に掲げる審査基準に適合するか否かを適正に判断して行なわなければならない。法に定める審査基準は、旧慣使用林野整備により旧慣使用林野の農林業上の利用を増進し、あわせて権利取得者の農林業経営の健全な発展を図る趣旨に基づくものであり、第 4 の 4 の入会林野整備計画の審査基準と同様である。

## 5 旧慣使用林野整備の効果

旧慣使用林野整備の効果は、整備計画の認可公告によって生じる。すなわち、旧慣使用林野整備計画に定めるところにより、公告があった日限りすべての旧慣使用権が消滅し、公告があった日の翌日に所有権の移転、地上権、賃借権などの設定等の権利移動が

一斉に行われる。

#### 6 登記の特例

都道府県知事は、旧慣使用林野整備を助長し、あわせて旧慣使用林野整備後の協業経営の推進を図るために、旧慣使用林野整備計画についての必要な登記および旧慣使用林野整備により権利を取得した旧慣使用権者が、整備計画に定めた出資に関する計画に基づき、その取得した権利を生産森林組合または農地所有適格法人へ出資した場合におけるその出資についての登記を管轄登記所に嘱託しなければならない。

#### 7 地方自治法の適用除外

旧慣使用林野は、公有財産であるので、旧慣使用林野整備という公有財産の処分に関しては、原則として地方自治法の規定が適用される。しかし、法は、地方自治法を十分に尊重して、同法に代わるべきものとしての手続をいくつか定めているので、次に掲げる事項については、地方自治法の適用が除外される。

- (1) 旧慣の廃止（第 238 条の 6 第 1 項（財産区の所有に属する旧慣使用林野についての旧慣の廃止は、第 294 条第 1 項において第 238 条の 6 第 1 項の規定によることとしている。））
- (2) 公有財産の売払、譲与、私権の設定についての議会の議決（第 237 条第 2 項（第 294 条第 1 項においてこの規定によることとされる場合を含む。）、第 96 条第 1 項第 6 号および第 7 号）
- (3) 財産区財産を処分する場合の知事の認可（第 296 条の 5 第 2 項）

#### 第 6 課税の特例について

入会林野整備及び旧慣使用林野整備に伴い諸種の税が課されるが、法は、入会林野等の整備を助長するために次のような課税の特例が定められている。

##### 1 経済的な利益についての租税の非課税

入会権者等が入会林野整備等によって、所有権や地上権等の権利を取得した場合に、その権利の取得に伴って生じた経済的な利益については、所得税、贈与税、住民税等のいっさいの租税を課さない。

##### 2 登録免許税の減免

都道府県知事が、入会林野等の整備に関し登記所に嘱託して行なった登記については、その登録免許税は減免される。

- (1) 入会林野整備等により、入会権者等が取得した権利についての登記にあつては、その登録免許税は課さない。

(別紙 1、2) 略